

# 地域力創造グループの施策等について③

---

令和4年1月24日

地域力創造グループ

地域情報化企画室・マイナポイント施策推進室

# 自治体DXの推進について

---

# 自治体DXの推進について

## 背景

- 骨太の方針2020（R2.7.17閣議決定）では「総務省は、地方自治体のA I・R P A活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にI C T化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なK P Iを設定して取組を加速する。」とされた。

### ➡ 「自治体DX推進計画」の策定（R2.12.25）

## 計画策定の趣旨

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12.25閣議決定）における自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要**。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化**するとともに、**総務省及び関係省庁による支援策等**をとりまとめ、「自治体DX推進計画」として策定するもの。
- ※ 「デジタル・ガバメント実行計画」が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）に統合されたこと等を踏まえ、今後見直す予定。

## 計画の概要

### 1. 計画期間 R3.1～R8.3

### 2. 自治体におけるDX推進の意義

- ・ デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上
- ・ 業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげること
- ・ データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されること

### 3. 自治体に取り組む施策等

- ・ 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）
- ・ 6つの重点取組事項
  - ①自治体情報システムの標準化・共通化
  - ②マイナンバーカードの普及促進
  - ③行政手続のオンライン化
  - ④AI・RPAの利用推進
  - ⑤テレワークの推進
  - ⑥セキュリティ対策の徹底
- ・ その他の取組事項 地域社会のデジタル化（デジタルデバイド対策を含む）など

## 自治体への支援

- 財政支援（デジタル基盤改革支援補助金（2,105億円（R2.3次補正 + R3補正））  
地方交付税（地域デジタル社会推進費の創設）など）
- 自治体DX推進手順書（DX計画を踏まえて、DXに着実に取り組めるよう想定される作業やスケジュール等を示すもの）

# 自治体DX推進に係る自治体の主なスケジュール

「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」別紙1

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
推進体制の構築	体制の整備	人材の確保・育成等				
自治体の情報システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用		「(仮称)Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大				
		標準準拠システムへの移行(※) (地方公共団体は「(仮称)Gov-Cloud」を活用し、標準準拠システムを利用)				
		※取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。				
	補助	住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)・システム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)を補助				
自治体の行政手続のオンライン化		利便性向上に資する手続のオンライン化				
		その他手続のオンライン化				
	補助	子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対して補助				
セキュリティ対策		次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行				
	補助	総務省が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行を補助				

# 自治体の行政手続のオンライン化について

---

# 地方の行政手続オンライン化について

○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（抜粋）

## 3. マイナンバーカードの機能強化

### 3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

#### 【取組方針】

①マイナポータルのUX・UIの抜本改善

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。



#### 【国の主な支援策等】

- ・マイナポータルの全自治体接続環境（国による署名検証機能等）の構築【デジタル庁】
- ・マイナポータルのUX・UIの改善【デジタル庁】
- ・自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、市町村に提供【総務省】
- ・自治体内の接続等に係る財政措置（国費 ½ 249.9 億円 2022 年度まで）【総務省】

# 「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

## 子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

## 介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

## 被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

## 自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

# 特に国民の利便性向上に資する手続に係るオンライン化について

## 特に国民の利便性向上に資する手続に係るオンライン化の実施方法

マイナポータルと基幹システムとの申請データの連携は、引越しワンストップサービスなど全国の自治体が連携して対応する今後のDX施策に向けても重要。各自治体で現在の状況や自治体業務システム標準化の動向等を鑑みたくうえで、対応する方策をご検討いただきたい。

	概要	補助金対象	基幹システム改修
A	<p>マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住記システム等の改修を行う。さらに、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討。</p> <p>※「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日総務省）3.4における方式3又は4</p>	○	○
B	<p>マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住記システム等の改修を行う。基幹システムの改修は行わず、申請内容照会画面からの転記又はRPA等簡易ツールの利用による連携方式を採用する。</p> <p>※「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日総務省）3.4における方式1又は2</p>	○	-
C	<p>マイナポータルからの申請データを、LGWAN端末からマイナポータル申請管理にアクセスして申請データを取得。LGWAN端末→基幹システム間はデジタル（RPA、USB等）手段で連携。</p>	-	-
D	<p>マイナポータルからの申請データを、LGWAN端末からマイナポータル申請管理にアクセスして申請データを取得。LGWAN端末→基幹システム間はオフライン（紙で打ち出し手入力）で連携。</p>	-	-

## デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）

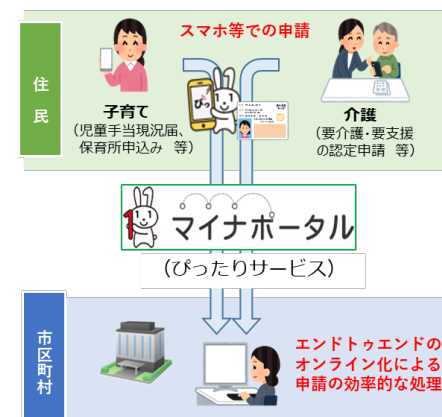
- デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするため、自治体が必要となる経費に対して財源措置を講ずる。

（令和2年度第3次補正予算：250億円）

- 子育て、介護等の特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルと市区町村の基幹システムのエンドトゥエンドのオンライン接続を行うために必要な経費の1/2を支援※（基金に計上）。

※ 同事業に対する地方負担については、普通交付税で措置

マイナポータルからのオンライン手続のイメージ





# デジタル人材の確保・育成について

---

# 市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置について

## 1 趣旨

- 「自治体DX推進計画」では、自治体DXの各種取組を推進するための組織体制として、役職ごとの役割を設定し、全庁的・横断的な体制整備に着手することが望ましい、としている。
- なかでも、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となるが、市町村においては、適任者が見つけられないなどその人材確保が課題となっている。
- そこで、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費について特別交付税措置を講じる。

## 2 財政措置の概要

### (1) 対象経費

- ① 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費（令和4年度より）【拡充】
- ② 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの
  - ・特別職非常勤職員として任用する場合：報酬費等（期末手当等を含む。）
  - ・外部に業務委託する場合：委託料等

### (2) 措置額

市町村が支出した対象経費の合計額に0.5を乗じて得た額

### (3) 対象経費の上限額

募集を行うための経費：100万円まで

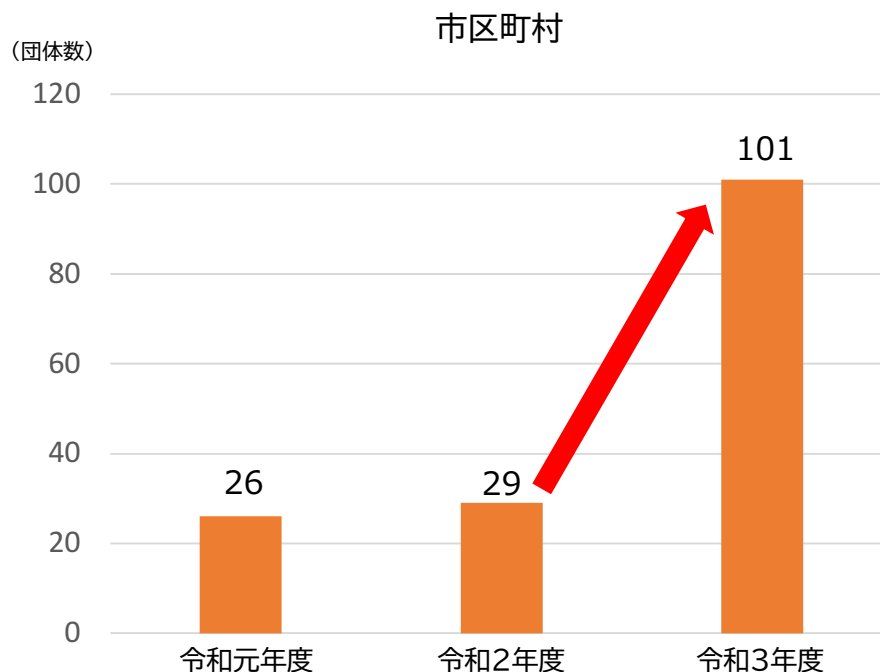
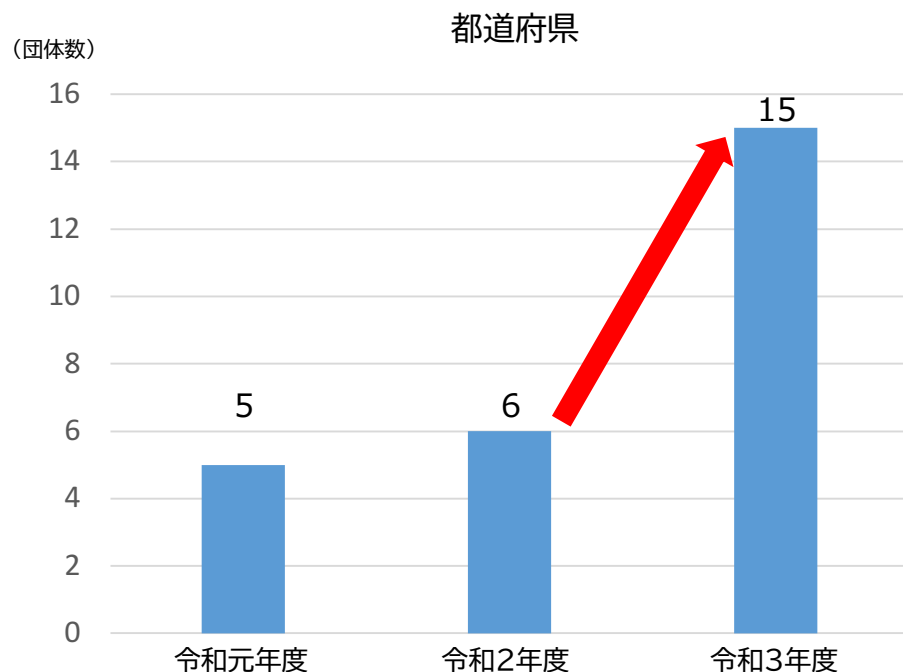
### (4) 措置期間

令和7年度まで

# 自治体におけるCIO補佐官等としての外部人材の活用状況

- 自治体DX推進計画(令和2年12月25日策定)において、自治体のDX推進に当たっては、首長の理解とリーダーシップの下、最高情報統括責任者(CIO)を中心とする全庁的・横断的な推進体制を整備することが望まれるとしており、CIOは副市長等であることが想定される。
- そこで、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となり、自治体においては状況に応じ、外部人材の活用を検討することも必要である。
- 令和3年度から、市区町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について特別交付税措置を講じているが、自治体におけるCIO補佐官等としての外部人材の活用状況は以下のとおり。

(CIO補佐官等として外部人材を活用している団体数)

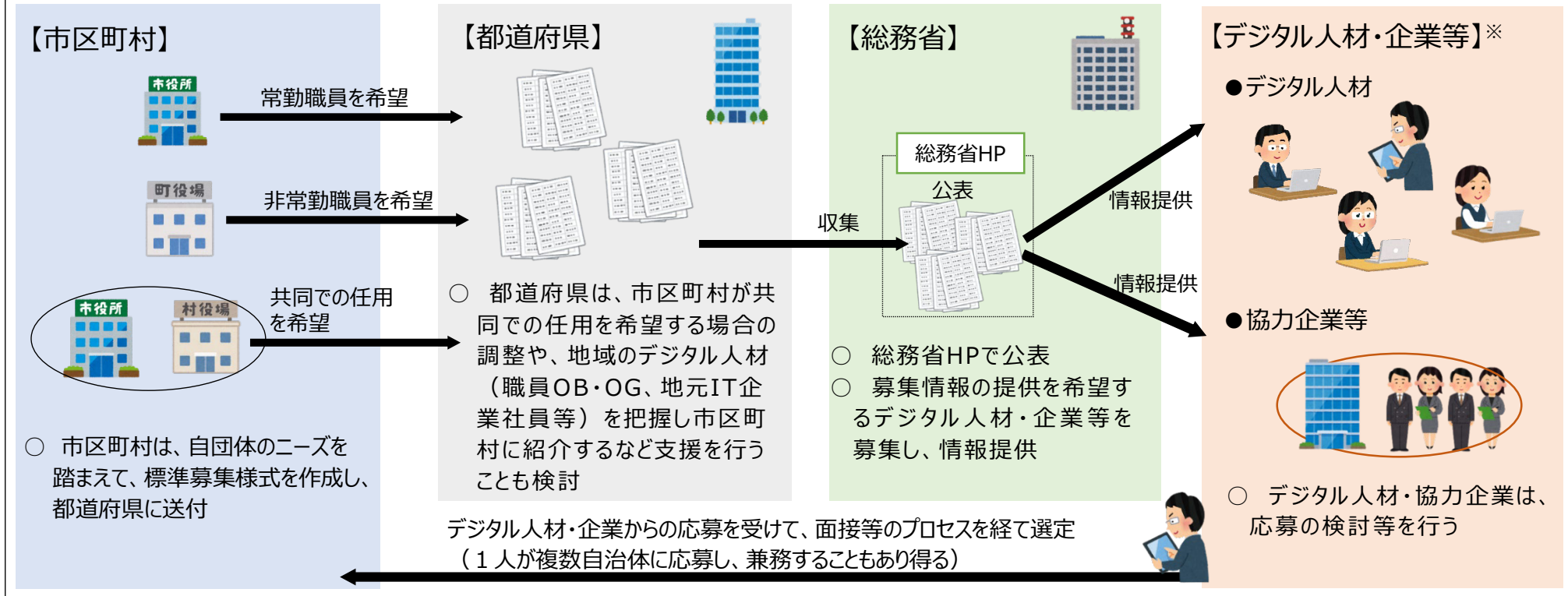


※ 令和元年度は令和元年4月1日時点、令和2年度は令和2年4月1日時点、令和3年度は令和3年9月1日時点。いずれも総務省自治行政局地域情報化企画室調査。

# 市区町村の外部デジタル人材の募集情報の周知等

- 総務省は、市区町村における外部デジタル人材の確保を支援するため、市区町村のデジタル人材の募集情報を次により広く周知する。
  - ① デジタル人材・企業が市区町村を選定する際に必要となる情報を盛り込んだ標準的な様式（標準募集様式）を作成
  - ② 都道府県を通じて、標準募集様式で市区町村の募集情報を収集し、総務省HPで公表
  - ③ 募集情報の更新について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信

## <イメージ>



※ 市区町村のCIO補佐官等の募集情報の提供を希望するデジタル人材・企業等は事前に総務省に登録

# 協力企業一覧

- ・ ITbook株式会社
  - ・ NECライフキャリア株式会社
  - ・ NTTコミュニケーションズ株式会社
  - ・ 株式会社アイシーエス
  - ・ 株式会社ITスクエア
  - ・ 株式会社インテック
  - ・ 株式会社エイチ・アイ・ディ
  - ・ 株式会社HDC
  - ・ 株式会社NTTドコモ
  - ・ 株式会社エフコム
  - ・ 株式会社大崎コンピュータエンジニアリング
  - ・ 株式会社TKC
  - ・ 株式会社電算
  - ・ 株式会社HARP
  - ・ 株式会社日立システムズ
  - ・ 株式会社日立社会情報サービス
  - ・ 株式会社日立製作所
  - ・ 株式会社BSNアイネット
  - ・ 株式会社北海道日立システムズ
  - ・ 株式会社MAIA
  - ・ 株式会社RKKCS
  - ・ 株式会社ワーク
  - ・ 公益財団法人京都高度技術研究所
  - ・ Gcomホールディングス株式会社
  - ・ ジャパンシステム株式会社
  - ・ ソフトバンク株式会社
  - ・ TIS株式会社
  - ・ 西日本電信電話株式会社
  - ・ 日本無線株式会社
  - ・ 東日本電信電話株式会社
  - ・ 富士通株式会社
  - ・ LINE株式会社
- (合計:32社)

〔 ※ 令和3年12月8日時点  
※ 五十音順 〕

# 地域社会のデジタル化について

---

# 地域社会のデジタル化の推進

- 地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和4年度地方財政計画の歳出項目として、引き続き「地域デジタル社会推進費」を計上

## 【事業費】

2,000億円（令和3年度と同額）

## 地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

## 地方交付税措置

### 【算定項目】

「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

### 【算定額】

2,000億円程度（うち道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

# 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」 概要

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進には、各自治体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促す必要。

各自治体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「**地域社会のデジタル化に係る参考事例集**」を公表し、各団体に周知（令和3年12月28日）。

- ✓ 地域の個性を活かしたデジタル実装の取組の横展開を強力に推進するため、住民生活、農林水産業など**17分野・206事例**の多様な取組を掲載し、各事例については事業概要に加え、各自治体において創意工夫した点やポイント、イメージがつかみやすいよう写真やイラストを掲載。

## 17分野

1. 地域活性化
2. 住民生活
3. 消防・防災
4. 医療・福祉・健康
5. 子育て
6. 公衆衛生
7. 環境
8. 労働
9. 農林水産業
10. 商業・工業
11. 観光
12. 交通
13. 土木・インフラ
14. 文化・スポーツ
15. 教育
16. デジタルデバイド対策
17. 地域におけるデジタル人材育成

## 一部掲載事例（抜粋）

### 買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築 【長野県伊那市】

- 伊那市は、中山間部に住む住民の買い物をサポートするため、スーパーで注文した商品をドローンで配達する「ゆうあいマーケット」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされるキャッシュレス対応となっている。
- 商品は、近くの公民館に届けられ、集落支援員等のボランティアが住民の家まで運び、手渡すこととしており、利用者の安否確認や見守りも行うことができるように工夫している。



### ICT技術を活用した獣害対策

【福島県大玉村】

- 大玉村では、令和2年度から獣害（イノシシ）対策にICT技術を活用している。
- イノシシによる生活環境被害等を防ぐためには、「捕獲」「生息環境管理」「被害防除」を組み合わせた地域ぐるみでの総合的な対策が重要になるが、村では、「被害防除」について、センサー付きのわなを導入することで、捕獲の効率化を図っている。
- 4 m四方の囲いわなと映像をリアルタイムに配信する機器を組み合わせることで、タイミングを調整しながら一度に複数頭のイノシシを捕獲することができる。こうしたICTわなを導入することで、わなの見回りに係る猟友会等の負担軽減や錯誤捕獲の回避を図っている。





# マイナポイント第2弾について

---

## 制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

### ●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月頃 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	(申込者数 約2,532万人)	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

### ●イメージ：

#### ①マイナンバーカード



- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

**取得** 最大5,000円相当

#### ②健康保険証利用



- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

**申込** 7,500円相当

#### ③公金受取口座



- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
- ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月）

**登録** 7,500円相当



最大20,000円分を  
好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

# マイナンバーカード・マイナポイントに関する現在の申請状況等

(単位: 万件)

第1弾の  
カード申請期限

第1弾

第2弾

累計

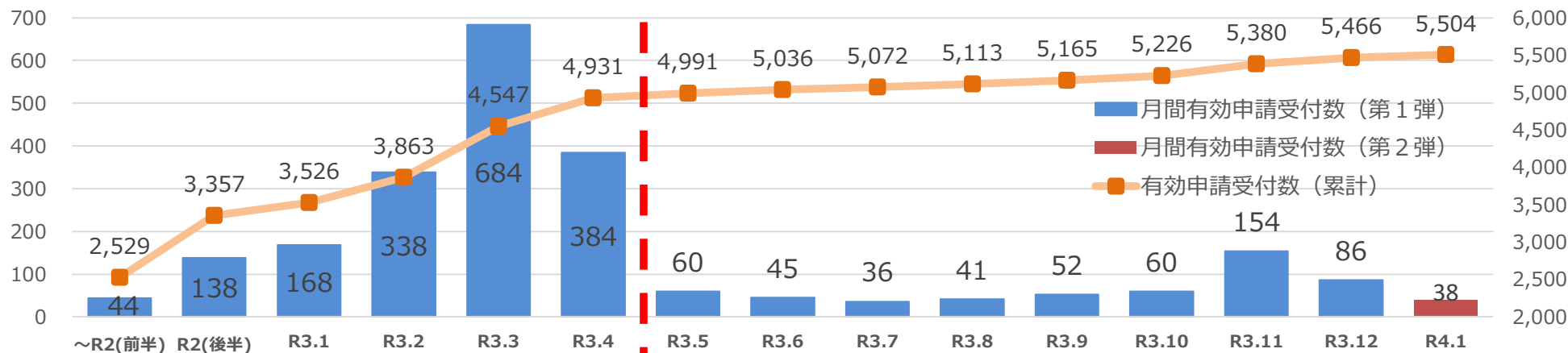
	第1弾															第2弾		累計
	~R2 6月末	R2 7~12月	R3 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	R4 1月 (~15日)	小計	
マイナンバーカードの有効申請受付数	2,529	828	168	338	684	384	60	45	36	41	52	60	154	86	5,466	38	38	5,504
マイナンバーカードの有効申請受付率	19.8%	26.4%	27.7%	30.4%	35.8%	38.8%	39.3%	39.6%	39.9%	40.4%	40.8%	41.3%	42.5%	43.2%	43.2%	43.5%	43.5%	43.5%
マイナンバーカードの交付実施済数	2,221	856	116	143	254	222	222	300	226	197	108	88	100	135	5,187	43	43	5,231
マイナンバーカードの交付実施済率	17.4%	24.2%	25.1%	26.2%	28.2%	30.0%	31.7%	34.1%	35.9%	37.6%	38.4%	39.1%	39.9%	41.0%	41.0%	41.3%	41.3%	41.3%
マイナポイントの申込数	—	1,111	124	123	225	153	132	153	124	115	87	42	71	72	2,532	38	38	2,570

※令和4年1月1日から、第2弾の内、マイナンバーカードの新規取得者等に対する、最大5,000円相当のポイントの申込・付与を開始

(万件)

マイナンバーカードの有効申請受付数の推移

(万件)



# 地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

## マイナポイント第2弾の本格実施にむけて

- ・令和4年6月頃 健康保険証や公金受取口座に係るポイントの申込・付与開始
- ・**令和4年9月末** **マイナンバーカードの申請期限** → **マイナンバーカードの申請が集中することが想定。**
- ・令和5年2月末 マイナポイント申込期限

## お願いしたいお取り組み

### ○ **マイナポイント事業費補助金**（補助率：10/10）**を活用した、現在からの積極的な周知広報や手続支援の実施。**

#### ■ 周知・広報について

##### <ポイント>

- ・ **「マイナンバーカードの申請はお早めに」といったわかりやすい申請促進**
- ・ 健康保険証利用申込は既に実施できること
- ・ 公金受取口座登録は春頃開始が予定とされていること※

※ 令和4年1月4日からマイナンバーカード方式での確定申告の際の登録申請が開始されており、こちらもマイナポイントの対象となること（令和4年1月14日デジタル庁・総務省事務連絡参照）

##### <周知方法>

- ・ 各団体が発行する広報誌への記事の掲載やホームページ、SNS等への掲載・投稿
- ・ 地元出身著名人等による広報活動（広報大使に任命等）
- ・ 各団体の公共施設（学校、公民館等）へのポスター掲示やチラシの配布

#### ■ 手続支援について

- ・ **マイナンバーカードの交付と合わせた手続支援の実施**
- ・ **高齢者等の支援を必要とされる方への手厚い支援の実施**（次項の「デジタル活用支援事業」の活用等）

※ マイナンバーカードの申請受付・交付体制の強化については別途マイナンバーカード事務費補助金を活用

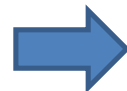
# デジタル活用支援推進事業の積極的な活用

## マイナポイントの予約・申込手續支援（自治体）

- パソコンやスマホなどの端末や手續をサポートするスタッフを配置し、高齢者等のマイナポイントの予約・申込手續を支援。（マイナポイント事業費補助金で補助）

### 【令和3年9月末時点の実施状況】

- ・全国1,710市区町村で支援実施
- ・これまで、累計で約540万件の予約・申込を支援



カード交付申請と同時に支援を希望する  
高齢者等が多く、繁忙時は民間による支援を  
積極的に活用したい

## デジタル活用支援推進事業（総務省）

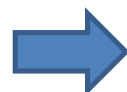
- 高齢者等を対象にオンラインによる行政手續・サービスの利用方法等に関する講習会を行う団体に対し補助等を実施（携帯ショップのスマホ教室など）。

### 【講習会の講座例】

- ・マイナンバーカードの申請方法、利用方法
- ・マイナポータルの活用方法、カードの健康保険証利用
- ・**マイナポイントの申込み方法**
- ・e-Taxの利用方法
- ・オンライン診療の利用方法
- ・地域におけるオンライン行政手續の実施方法
- ・その他、スマホの操作方法などの基本講座

### 【令和3年度の実施状況（9月末時点）】

- ・全国2,150箇所において、のべ約39,000回の講習会を実施
- ・支援員数 7,244人



講習会受講者の更なる募集を推進

自治体がマイナポイント申込の講習会を実施する団体と積極的に連携し、高齢者等への手續支援を充実 **20**

## 1 地方公共団体によるデジタル活用支援

### （1）国事業の講師の派遣受入れについて

各地方公共団体が、地域においてデジタル活用支援に係る講座を開催する際には、事業実施団体となる近隣の携帯ショップ等の国事業の講師（以下「デジタル活用支援員」<sup>1</sup>という。）の派遣を受けることもできます。

デジタル活用支援員の派遣依頼は、各地方公共団体において、講習会等を開催している事業実施団体を国事業のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）<sup>2</sup>（別紙2）でご確認いただき、直接ご依頼ください。

**デジタル活用支援員の派遣に係る費用（人件費・交通費等）は、原則として依頼を行った地方公共団体の負担となります<sup>3</sup>。**費用負担その他の条件については、事業実施団体との間で調整をお願いいたします。

1 総務省が指定する執行団体（一般財団法人日本データ通信協会）主催の研修等を受講し、修了した者

2 <https://www.deji-katsu.jp/>

3 **デジタル活用支援員の派遣を受けて開催する講座において、マイナンバーカードの申請又はマイナポイントの予約申込の支援を行う場合には、それぞれマイナンバーカード交付事務費補助金又はマイナポイント事業費補助金を活用することもできます**（詳細は、各補助金交付要綱を参照。）。

# マイナポイント事業費補助金

令和3年度分

※令和4年1月28日（金）交付申請又は変更交付申請提出期限（令和3年12月22日事務連絡参照）

項目	内容
1. 総額	○83億円※令和2年度当初予算の明許繰越
2. 主な対象経費	○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を基準額の範囲内で国が補助 ・マイナポイント予約・申込支援 ・JPQR、キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等 ・消耗品費、印刷製本費等・新聞広告、チラシ作成等 ・説明会等会場使用料 ・申込支援用のパソコン・スマホ等リース料 ・民間事業者等への事務委託費用
3. 算定方法	○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 ※基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和により算出
4. 補助対象期間	○令和3年4月1日～ <b>令和4年3月31日の12か月間</b>

## <ポイント>

- ・ 補助対象期間の拡大（9ヶ月→12ヶ月）に伴い、基準額を4 / 3 倍に引き上げ
- ・ 交付決定日に関わらず、対象期間の手続き支援等は補助対象とする。支援体制等の延長・拡充に着手可能
- ※ 支援に必要なパソコン・スマホ端末のリースは補助対象
- ※ デジタル庁が配布するマイナポータル端末については延長利用について調整中（令和4年1月7日付けデジタル庁からメール照会（14日メ））
- ・ 健康保険証利用や公金受取口座の登録手続き支援もマイナポイント申込の一環として行う限り、補助対象

## 令和4年度分

- **令和4年4月以降、切れ目なく手続き支援等を実施**できるよう、総務省が令和3年度補正予算の繰越手続き実施中であり、今後、必要な交付申請依頼等を実施予定。

※参考（昨年度末実績）：令和3年2月25日 交付申請依頼、3月15日 交付申請期限、4月8日 交付決定

- **地方公共団体においては、令和4年度に向けた契約や予算措置など必要な準備をしていただきたい。**

# 広報展開スケジュールと活用可能な広報素材（予定）

スケジュール	2022年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
テレビCM			実施			
新聞	実施（1月8日）	実施（1回）	実施（1回）	（1回程度検討中）	検討中	
デジタル	実施					
交通 / 屋外			実施			

## 広報素材（令和2年度と同数を配布予定（1月27日頃発送））

リーフレット



●のぼり



●窓用ステッカー



●スイングPOP



●シール



●B3ポスター



●テーブルtent



※この他にも、広報素材を検討・作成し、完成し次第順次、マイナポイント事業ホームページ内の「自治体の方へ」に掲載いたします。



# マイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業とマッチング（情報集約・提供）について①

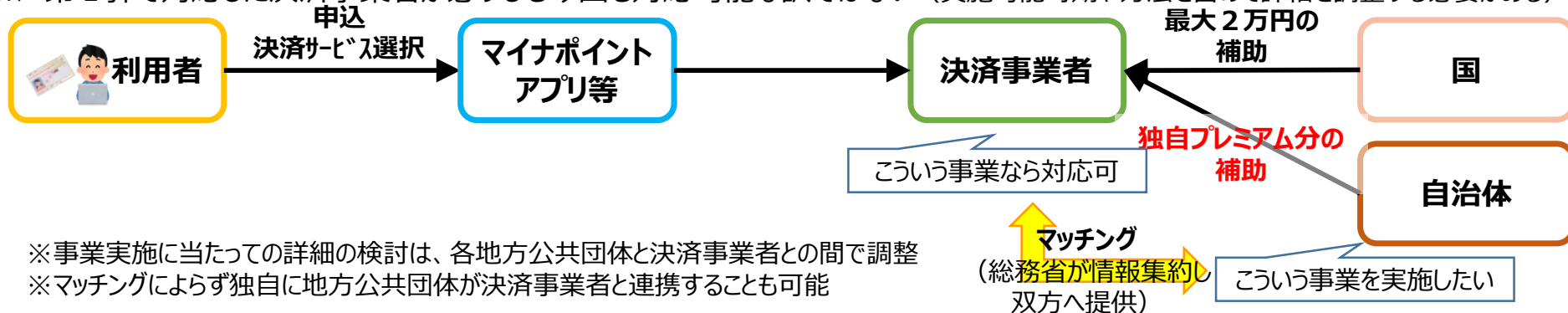
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したマイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業について」（令和4年1月14日付け事務連絡資料抜粋）

## プレミアムポイント付与事業とマッチングのイメージ

- マイナポイント第2弾（令和4年1月～）については、地方公共団体が、登録決済事業者と連携し、マイナポイント申込者を対象に、独自のポイントを上乗せするプレミアムポイント付与事業の実施が可能。
- 事業の円滑な実施に資するよう、総務省が地方公共団体と登録決済事業者をマッチング。

※ マイナポイント第1弾においても実施。

※ 第1弾で対応した決済事業者が必ずしも今回も対応可能な訳ではない（実施可能時期や方法を含めて詳細を調整する必要がある）



※ 事業実施に当たっての詳細の検討は、各地方公共団体と決済事業者との間で調整  
 ※ マッチングによらず独自に地方公共団体が決済事業者と連携することも可能

## 想定される事業類型

- 地方公共団体が実施主体となる事業であることから、
  - ・ 対象者の限定（住民へのポイント付与）
  - ・ 対象店舗の限定（域内消費の活性化）
 のいずれか又は両方が可能となる仕組みが必要（右記B～D）。
- ※ 決済事業者によって対応可能な類型は異なる。

- その上で、以下のような方法で上乗せが想定される。

### ① プレミアム率の上乗せ

例：市内でのお買物に5,000円分ポイント上乗せ（プレミアム率を25%→50%に拡充）

### ② 直接付与

例：市民に追加で5,000円分のポイント付与（お買物等によらないポイント付与）

		対象店舗の限定（域内消費の活性化）	
		なし	あり
（住民へのポイント付与） 対象者の限定	なし	<b>A</b> 国事業のマイナポイント	<b>B</b> 目的：域内消費の活性化 例：市内でのお買物にポイント付与
	あり	<b>C</b> 目的：住民へのポイント付与 例：市民にどこでも使えるポイント付与	<b>D</b> 目的：域内消費の活性化、 住民へのポイント付与 例：市民に市内で使えるポイント付与

※ 複数の決済事業者と連携する場合、それぞれの対象者数等を割り当てる

# 【参考】マイナポイント第1弾におけるプレミアムポイント付与事業

総務省のマッチング事業等を通じて独自に上乘せした自治体は下記の通り

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したマイナポイント活用促進プレミアムポイント付与事業について」（令和4年1月14日付け事務連絡資料抜粋）

自治体名		類型	上乘せ事業の概要	提携先の決済サービス
北海道	厚真町	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、町内の店舗における買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	PayPay（決済・チャージ）
茨城県	常陸太田市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の対象店舗における買い物の利用金額の20%を上乘せして付与（上限4,000円相当）	PayPay（決済・チャージ）
栃木県	宇都宮市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の対象店舗で買い物をした際に一律に1,000円分のポイントを付与	auPay / J-CoinPay d払い（決済） / majica / 楽天Edy
千葉県	木更津市	B	アクアコイン（電子地域通貨）でマイナポイントを申し込んだ者に対し、一律に1,000円分のポイントを付与	アクアコイン
富山県	魚津市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の店舗における買い物の利用金額の15%を上乘せして付与（上限3,000円相当）	auPay / 楽天Edy / majica
静岡県	西伊豆町	D	サンセットコイン（電子地域通貨）でマイナポイントを申し込んだ町内在住者に対し、一律に5,000円分のポイントを付与	サンセットコイン
三重県	いなべ市	C	マイナポイントを申し込んだ市内在住者がチャージを行った際に、その25%のポイントを上乘せして付与（上限5,000円相当）	WAON
滋賀県	—	B	マイナポイントを申し込んだ者に対し ①県内の店舗における買い物の利用金額の5%のポイントを上乘せして付与（上限1,000円相当）	d払い（決済・チャージ） / PayPay （決済・チャージ） / 楽天Edy / 楽天 ペイ / auPay / majica
		D	②県内在住者が県内店舗でチャージを行った際に、その5%のポイントを上乘せして付与（上限1,000円相当）	HOPマネー / CoGCa（コジカ） / WAON
大阪府	岸和田市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の店舗における買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	PayPay（決済・チャージ） / auPay / 楽天Edy
兵庫県	三木市	B	提携先の決済サービスでマイナポイントを申し込んだ者に対し、市内の店舗における買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	PayPay（決済・チャージ） / 楽天Edy
徳島県	—	B	マイナポイントを申し込んだ者に対し ①県内の店舗における買い物の利用金額の30%のポイントを上乘せして付与（上限3,000円相当）	d払い（決済・チャージ） PayPay（決済・チャージ） / 楽天Edy / 楽天ペイ /
		D	②県内在住者が県内店舗でチャージを行った際に、その30%のポイントを上乘せして付与（上限3,000円相当）	CoGCa（コジカ） / WAON / ゆめか
宮崎県	川南町	B	TORON（電子地域通貨）でマイナポイントを申し込んだ者に対し、対象店舗での買い物の利用金額の25%を上乘せして付与（上限5,000円相当）	TORON

※（再掲）第1弾で対応した決済事業者が必ずしも今回も対応可能な訳ではない（実施可能時期や方法を含めて詳細を調整する必要がある）

# 自治体マイナポイントについて

---

# 自治体マイナポイントについて

## 制度概要

- マイナポイントのシステム等を活用し、自治体の創意工夫を活かした、地域経済の活性化、子育て支援、健康増進等、様々な施策目的に応じたポイント給付を実施。

### <特徴>

- ①マイナンバーカードの活用： 完全オンラインによる低コストかつ迅速な給付が可能
- ②キャッシュレスサービスとの連携： 住民が望む決済サービスのポイントを受け取ることが可能

## 取組状況

- 20団体がモデル事業を実施。（R2補正繰越：14.7億円）

### 【モデル事業例】

- 熊本市：市の実施する健康事業に参加し、一定以上の健康ポイントを貯めた方を対象に抽選を行い、当選者に5000円分のポイント付与
- 都城市：地域振興を図るため、従来の紙媒体での地域振興券に代え、市民に対し、7,000円分の地域通貨のポイントを付与
- 三次市：市民が市内の店舗で買い物をした際に、購入金額の最大30%分のポイントを付与。（上限：6,000円分）
- 宮崎市：特別定額給付金の対象外となった子どもの保護者を主な対象として、子ども1人当たり30,000円分のポイントを付与

## 今後の予定

- 令和3年度の成果・課題を踏まえ、全国展開に向けた運用ルールを整備するとともに、関係省庁と連携し、自治体がより参画しやすい仕組みを検討する。
- 令和4年度の実施スキームについては別途お知らせ予定。